

違法伐採対策に関する行動規範

群馬県素材生産流通協同組合

制定 平成 18 年 8 月 10 日

改正 令和 7 年 4 月 1 日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方にに基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

また、政府調達だけでなく民間の木材等の利用に関して、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(以下、「改正クリーンウッド法」という。)が令和 5 年に成立し、令和 7 年 4 月から施行されることとなったところである。

これらを踏まえ、群馬県素材生産流通協同組合(以下当組合)は、違法伐採対策に関する行動規範を制定し、ここに公表する。

(違法伐採に対する反対)

1 当組合は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

(政府の取組への協力)

2 当組合は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進)

3 当組合は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

(合法性等の証明のための事業者の認定)

4 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法(団体認定方式)に関連して、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、当組合の会員事業者の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

(改正クリーンウッド法の遵守)

5 改正クリーンウッド法における第1種木材関連業者が、同法に基づいて実施する合法性の確認に、合法性ガイドラインに基づく素材生産業者からの証明書が原材料情報として活用できることとされたことから、素材生産業者と第1種木材関連業者との間の根拠とする資料の伝達等についてあらかじめ確認するものとする。また、合法性ガイドラインに基づく事業者のネットワークを活用して、改正クリーンウッド法に基づく合法性確認木材の普及に努める。

(他の団体との連携)

6 当組合は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及びNGO等との連携を図る。

(情報の公開)

7 当組合は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。